

議案 1

1 届出内容

(届出年月日：令和 8 年 2 月 26 日、条例審議：令和 8 年 2 月)

名 称	エディオン塚口店：新設			
所 在 地	尼崎市塚口本町4丁目8番40号			
設 置 者	株式会社エディオン			
施設の用途	物品販売店（家庭電化製品、情報通信機器等）			
新設年月日	令和8年11月1日			
店 舗 面 積	2,445 m ²			
延べ面積、建築面積、敷地面積	5,687.17 m ² 、2,919.51 m ² 、4,878.76 m ²			
用途地域等	工業地域			
営業時間帯	午前9時から午後9時まで			
駐 車 場	利用時間帯	午前8時30分から午後9時30分まで		
	収 容 台 数	52 台	夜間利用制限	無
	出入口の数	入口2箇所、出口1箇所		
駐輪収容台数	50 台			
荷さばき施設	利用時間帯	午前6時から午後10時まで		
	面 積	27 m ²		
廃棄物等保管容量	24.5 m ³			

2 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車需要の充足【必要駐車台数の算定・確保】

実績に基づく必要駐車台数 52 台を確保する。

〔実績〕

指針では、特別の事情により指針に定める値若しくは指針式によることが適当でない場合は、既存類似店舗のデータ等から算出できるとされている。

本店舗は大型家電を主として取り扱うため、一般の小売店舗より各々の販売区画が大きく、店舗面積に比して来客数が少ないことから、特別な事情に該当すると考えられるため、指針式ではなく既存類似店舗のデータから必要駐車台数を算出する。

必要駐車台数 = 年間における駐車場最大滞留台数 × 面積補正 ≒ 52 台

<既存店舗（エディオン塚口店）の概要>

店舗名称		エディオン塚口店	本計画
所 在		尼崎市塚口本町	同左
地域特性	店舗面積	6.304 千㎡ (調査期間中 3.465 千㎡)	2.445 千㎡
	都市行政人口	457,072 人	同左
	用途地域	工業地域	同左
駅からの距離		250m	同左
(年間最大滞留台数) 必要駐車台数	平 日	65 台 (65 台)	46 台
	日 曜	73 台 (73 台)	52 台

② 道路交通への影響【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

〔指針式〕

必要駐車台数 52 台 ÷ 平均駐車時間係数 0.724 ≒ 72 台

○方面別の来退店経路

商圈（店舗を中心に半径 3.0km）を 4 方面に分け、各方面別の世帯数比で 72 台/h を各経路に配分する。

方面	世帯数	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
①	56,300	34.2	各 25
②	21,315	13.0	各 9
③	34,163	20.8	各 15
④	52,727	32.1	各 23
計	164,505	100	各 72

イ 信号交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価

現況交通量調査〔交差点①～③：令和7年6月22日(日)、23日(月)〕に、店舗の新築により新たに発生する自動車台数各72台/hを加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行った結果は下表のとおり。

いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※最大値

調査地点	平 日		休 日		下線部は 経路上の車線
	現 況	予 測	現 況	予 測	
交差点① (稲園高校西) 平：16 時台 休：14 時台	0.363	0.415	0.325	0.373	
	0.381	0.381	0.384	0.384	北流入直進
	0.255	0.745	0.261	0.804	北流入右折
	0.470	0.470	0.394	0.394	南流入左直
	0.458	0.458	0.386	0.386	南流入直進
	0.178	0.429	0.176	0.479	西流入左右
交差点② (稲園高校南) 平：18 時台 休：13 時台	0.290	0.303	0.318	0.331	
	0.326	0.344	0.417	0.436	北流入左直
	0.305	0.322	0.390	0.408	北流入直進
	0.087	0.087	0.160	0.160	東流入左右
	0.391	0.409	0.405	0.424	南流入直進
	0.058	0.061	0.490	0.490	南流入右折
交差点③ (塚口本町6丁目北) 平：18 時台 休：16 時台	0.489	0.521	0.496	0.528	
	0.456	0.470	0.366	0.381	北流入左直
	0.430	0.441	0.347	0.358	北流入直進
	0.252	0.308	0.228	0.278	北流入右折
	0.467	0.467	0.325	0.325	東流入左直
	0.095	0.118	0.154	0.173	東流入右折
	0.487	0.494	0.405	0.412	南流入左直
	0.458	0.466	0.378	0.385	南流入直進
	0.214	0.217	0.118	0.120	南流入右折
	0.519	0.584	0.560	0.616	西流入左直
	0.154	0.154	0.266	0.266	西流入右折

(2) 騒音の発生に係る事項

県の判断

適

① 騒音の総合的な予測・評価

予測地点		隣接地	主な音源 () は夜間	昼間 (dB)		夜間 (dB)	
				等価騒音レベル	環境基準	等価騒音レベル	環境基準
A	0.6m	共同住宅	換気扇 (キュービクル)	45	55 (B 類型)	20	45 (B 類型)
B	3.8m	戸建住宅	換気扇 (キュービクル)	47	60 (C 類型)	23	50 (C 類型)
C1	1.5m	共同住宅	換気扇 (キュービクル)	53		27	
C2	10.8m	共同住宅	換気扇 (キュービクル)	57		30	
C3	13.5m	共同住宅	換気扇 (キュービクル)	57		30	
D	1.8m	学 校	換気扇	45	55 (B 類型)	—	45 (B 類型)
E	1.2m	併用住宅	換気扇 (キュービクル)	45	60 (C 類型)	17	50 (C 類型)

※騒音が最大となる高さについてのみ掲載

- 全ての地点で環境基準を下回る。
○ 基準値を 3 dB 以上下回ることから、反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。

② 発生する騒音ごとの予測・評価

予測地点		隣接地	主な音源	騒音レベル (dB)	規制基準 (dB)
a'	13.0m	共同住宅	キュービクル	21	60 (第 4 種)
b'	4.3m	共同住宅	キュービクル	25	
c'	13.4m	共同住宅	キュービクル	30	
e'	4.3m	併用住宅	キュービクル	17	

※騒音が最大となる高さについてのみ掲載

- 全ての地点で規制基準を下回る。
○ 基準値を 3 dB 以上下回ることから、反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。

(3) 廃棄物等に係る事項

県の判断

適

① 廃棄物等の保管の為に施設容量

指針式及び他店舗実績に基づく必要容量 22.25 m³を上回る 24.5 m³を確保する。

必要容量 (m ³)				計画容量 (m ³)
算出	廃棄物の種類	予測排出量	合 計	
指針式	紙製廃棄物等	10.17	22.25	24.5
	金属製廃棄物等	0.23		
	ガラス製廃棄物等	0.10		
	プラスチック製廃棄物等	2.45		
	生ゴミ等	2.25		
	その他可燃性廃棄物等	1.04		
実 績	廃家電	6.01		

② リサイクル品（再利用対象物）保管施設

分別保管を行い、リサイクル可能な廃棄物は、業者に引き渡す。

(4) その他の指針関係事項

県の判断

適

① 歩行者の通行の利便の確保のための計画

- ・ 駐車場内及び出入口付近の視認性を確保する。

② 防犯・防災対策への協力

- ・ 緊急時における物資提供等の協力要請があった場合は必要な協力について検討する。
- ・ 地元警察及び警備会社との連絡体制を確立し、店舗全体で従業員による声掛け等を行うことで犯罪が発生しにくい店舗づくりを目指す。

③ 街並みづくり等への配慮

- ・ 景観法、尼崎市都市美形成計画及び尼崎市屋外広告物条例に基づき、周辺景観との調和が図られるよう、建築物の意匠（形状・色彩）や屋外広告物について配慮する。
- ・ 計画施設周辺の清掃等、街並みの美化に努める。

3 法第8条第1項の規定により尼崎市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
意見なし	—	—

4 法第8条第2項の規定により尼崎市の区域内に居住する者等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
意見なし	—	—

5 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
【兵庫県警察本部交通部交通規制課】 1 案内誘導看板等の設置 案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、特に出入口付近の見通しが妨げられない場所を選定の上、事前に尼崎北警察署長と調整されたい。 2 来退店経路 チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路及び駐車場利用の案内を周知徹底されたい。 3 店舗出入口等への交通誘導員の配置 開店から当分の間及び繁忙日については、出入口付近における歩道等の安全を確保するため、同箇所に交通誘導員を配置されたい。 また、開店後の状況に応じて必要な交通誘導員を適宜配置されたい。 4 荷さばき施設 営業時間内に荷さばき施設を利用する場合には、交通誘導員を配置して車両誘導を実施されたい。 5 緑地 見通しを確保するため、出入口付近には高木を設置しないよう配慮されたい。	案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、特に出入口付近の見通しが妨げられない場所を選定の上、事前に尼崎北警察署担当者として調整済みです。今後位置の変更等が発生する場合は、改めて尼崎北警察署長と調整します。 チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路及び駐車場利用の案内を周知徹底します。 開店から当分の間及びあらかじめ混雑が予測される繁忙日については、出入口付近に交通誘導員を配置いたします。 また、開店後の状況に応じて必要な交通誘導員を適宜配置します。 営業時間内に荷さばき施設を利用する場合には、交通誘導員もしくは従業員による車両誘導を計画しています。 見通しを確保するため、出入口付近には高木を設置しないよう配慮します。	設置者の対応は妥当と判断する。
【環境整備課】 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県資源循環推進計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努められたい。 2 レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努められたい。 3 資源ごみ等の回収ボックスについては、事前に市に相談の上、周辺環境に配慮した上で設置されたい。	関係法令に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めます。 レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努めます。 資源ごみ等の回収ボックスを設置する予定はありませんが、設置を行う際には事前に市に相談の上、周辺環境に配慮した上で設置します。	同上

【道路保全課】 ・歩道乗入れ位置の変更等に当たっては道路法 24 条の規定に基づき、事前に兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所と協議の上、承認を受けること。 ・その他道路法の許認可の手続が必要となった場合、事前に兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所と協議すること。 ・「塚口本町 6 北」交差点は「主要渋滞交差点」であり、開店前の交通量調査を実施しているため、開店後にも交通量調査を実施し、車線別混雑度・交差点需要率等を算出の上、報告すること。	・歩道乗入れ位置の変更等に当たっては道路法 24 条の規定に基づき、事前に兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所と協議の上、承認を受けます。 ・その他道路法の許認可の手続が必要となった場合、事前に兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所と協議を行います。 ・当該交差点について、オープン日から 3 か月後以降に速やかに交通量調査を実施し、西宮土木事務所に報告を行います。	設置者の対応は妥当と判断する。
【上下水道課】 1 汚水及び雨水排水処理に当たっては、市（下水道管理者）と十分調整されたい。 2 県では、雨水に強いまちづくりを目指し、雨水の浸透・貯留などによる流出抑制、適切な水循環・再利用を推進している。施設の整備に当たっては、透水性舗装、浸透管渠、浸透マス、雨水貯留・再利用施設の設置等について配慮されたい。	汚水及び雨水排水処理に当たっては、市（下水道管理者）と調整を行います。 市と協議の結果、必要に応じた浸透枡・浸透管・浸透側溝を設置します。	同上
【総合治水課】 ・総合治水条例第10条により、浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為を行う場合は、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池の設置に努められたい。 ・同例第 21 条第 1 項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。 ・同条例第 21 条第 2 項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。	・開発行為には該当しませんが、雨水抑制のため浸透枡・浸透管・浸透側溝の設置に努めます。 ・緑化ブロック敷きとし、雨水貯留浸透機能を確保します。 ・緑化ブロック敷き及び浸透枡・浸透管浸透側溝を設置する事で雨水貯留浸透機能を確保します。	同上

・今回計画区域が浸水想定区域に含まれているため、同条例第44条により、建物又は工作物の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能の維持に努められたい。	・建物機能維持に重要な電気設備等は屋根上の設置とし、耐水機能の維持に努めます。	
【都市政策課】 1 都市政策 ・施設の整備及び運営について、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮するために講ずる措置の状況を公表するよう努めなければならないこととなっているので留意されたい。 ・誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度を活用されたい。また、チェック&アドバイス制度による助言を適切に反映した施設を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。 2 緑化 環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が1,000㎡以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。 また、新築又は増築等に係る建築面積が1,000㎡以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出されたい。 3 景観及び屋外広告物 本事業計画には、景観法、尼崎市都市美形成条例及び尼崎市屋外広告物条例が適用される。 各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。	・施設の整備及び運営について、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮するために講ずる措置の状況を公表するよう努めます。 ・福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度及び「ひょうご県民ユニバーサル施設」認定制度を活用し、誰もが利用しやすい施設整備に努めます。 建築物等緑化計画届の手続を完了した上で確認申請済みです。 景観法、屋外広告物許可手続を完了した上で確認申請済みです。	設置者の対応は妥当と判断する。

6 法第8条第4項の規定による意見（案）

県の意見の有無	有しない。
留意事項の有無	次の留意事項を付記する。 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 2 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑や歩行者等の安全確保上の問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。 3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置することにより、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図り、周辺交通への影響の軽減に努めること。 4 店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来店者に安全運転を周知するとともに、学校や教育委員会との協議に基づき通学路注意の看板の設置など歩行者等の安全な通行の確保に努めること。 5 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、交通誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。 6 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

議案2

1 届出内容

(届出年月日：令和8年3月3日、条例審議：令和8年2月)

名 称	スーパーセンタートライアル高砂曽根店：新設			
所 在 地	高砂市曽根町字入喜濱 2526 番 1 外			
設 置 者	株式会社トライアルカンパニー			
施設の用途	物品販売店（食料品、日用品等）			
新設年月日	令和 8 年 11 月 4 日			
店 舗 面 積	3,432 m ²			
延べ面積、建築面積、敷地面積	4,695 m ² 、4,776 m ² 、15,756 m ²			
用途地域等	第二種住居地域			
営業時間帯	午前 0 時から翌午前 0 時まで			
駐 車 場	利用時間帯	午前 0 時から翌午前 0 時まで		
	収 容 台 数	161 台	夜間利用制限	有
	出入口の数	出入口 2 箇所		
駐輪収容台数	48 台			
荷さばき施設	利用時間帯	午前 6 時から午後10時まで		
	面 積	163.2 m ²		
廃棄物等保管容量	57.6 m ³			

2 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車需要の充足【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数 161 台を確保する。

[指針式]

$$\begin{aligned} & 3.432 \text{ 千 m}^2 \times 997 \text{ 人/千 m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 80.0\% \\ & \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \times \text{平均駐車時間係数 } 0.815 \approx 161 \text{ 台} \end{aligned}$$

② 道路交通への影響【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

〔指針式〕

必要駐車台数 161 台 ÷ 平均駐車時間係数 0.815 ≒ 197 台

○方面別の来退店経路

商圈（店舗を中心に半径 1.0km）を 4 方面に分け、各方面別の世帯数比で 197 台/h を各経路に配分する。

方面	世帯数	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
A	900	17.8	各 35
B	1,089	21.5	各 42
C	2,074	41.0	各 81
D	1,000	19.7	各 39
計	5,063	100	各 197

イ 信号交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価

現況交通量調査〔交差点 A：令和 7 年 2 月 16 日(日)、17 日(月)〕に、店舗の新築により新たに発生する自動車台数各 197 台/h を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行った結果は下表のとおり。

信号交差点のピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※最大値

調査地点	平 日		休 日		下線部は 経路上の車線
	現 況	予 測	現 況	予 測	
交差点 A	0.547	0.641	0.353	0.415	
(曽根)	0.600	0.652	0.372	0.412	西流入左直右
	0.502	0.547	0.286	0.331	東流入左直右
平：7 時台	0.633	0.742	0.452	0.546	北流入左直右
休：13 時台	0.549	0.892	0.288	0.607	南流入左直右

ウ 出入口②における右折の交通処理検討

現況交通量調査〔交差点 A：令和 7 年 2 月 16 日(日)、17 日(月)〕に、新たに発生する自動車台数各 197 台/h を加えて、信号機のない交差点の交通容量の計算法（OECD 報告書）により評価。

出入口②における来店車両の右折に係る遅れの評価は、平日・休日共に、「滞留しない」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

(主道路：道路 No 1 県道 555 号、従道路：出入口②)

開店後	道路 No 1 → 出入口②	
	平日 (7 時台)	休日 (13 時台)
交 通 容 量	920	1,077
実 交 通 量	81	81
余裕交通容量	839	996
遅れの評価	滞留しない	滞留しない

(2) 騒音の発生に係る事項

県の判断

適

① 騒音の総合的な予測・評価

予測地点		隣接地	主な音源 () は夜間	昼間 (dB)		夜間 (dB)	
				等価騒音レベル	環境基準	等価騒音レベル	環境基準
A	1.2m	戸建住宅	キュービクル (キュービクル)	44	55 (B 類型)	43	45 (B 類型)
B	4.2m	戸建住宅	大型車両走行 (空調室外機)	45		44	
C	1.2m	戸建住宅	車両走行 (換気扇)	51		45	
D	1.2m	共同住宅	車両走行 (換気扇)	<u>56</u>		<u>47</u>	
E	1.2m	戸建住宅	車両走行 (換気扇)	49		42	
F	1.2m	長屋住宅	車両走行 (車両走行)	51		44	
D'	1.2m	共同住宅	車両走行 (換気扇)	53		45	

※騒音が最大となる高さについてのみ掲載

※壁面及び天井に近接し反射の影響が考えられる音源にはあらかじめ 3 dB 加算

- A・B・C・E・F で環境基準を下回る。
- D においては環境基準を超過するが、住宅壁面を捉えた D' においては基準値を下回ることから、影響は軽微であると考えられる。

② 発生する騒音ごとの予測・評価

予測地点		隣接地	主な音源	騒音レベル (dB)	規制基準 (dB)
a	1.2m	戸建住宅	キュービクル	39	45 (第 2 種)
b	4.2m	戸建住宅	空調室外機	45	
c	4.2m	戸建住宅	空調室外機	38	40 (45-5) (第 2 種 学校近接)
d	4.2m	共同住宅	換気扇	40	45 (第 2 種)
e	4.2m	戸建住宅	車両走行音	41	
f	1.2m	店 舗	車両走行音	45	

※騒音が最大となる高さについてのみ掲載

※壁面及び天井に近接し反射の影響が考えられる音源にはあらかじめ 3 dB 加算

- 全ての地点で規制基準を下回る。

(3) 廃棄物等に係る事項

県の判断

適

① 廃棄物等の保管の為の施設容量

指針式に基づく必要容量 16.03 m³を確保する。

必要容量 (m ³)			計画容量 (m ³)
廃棄物の種類	予測排出量	合 計	
紙製廃棄物等	7.14	16.03	57.6
金属製廃棄物等	0.24		
ガラス製廃棄物等	0.21		
プラスチック製廃棄物等	6.90		
生ゴミ等	1.05		
その他可燃性廃棄物等	0.49		

② リサイクル品（再利用対象物）保管施設

廃棄物は分別、整理して保管し、段ボール、空き缶、空き瓶、発泡スチロール等はリサイクル業者に引き渡す。

(4) その他の指針関係事項

県の判断

適

① 歩行者の通行の利便の確保のための計画

- ・ 駐車場内には歩行者通路を確保し、主要な車路横断部には横断歩道の路面標示を行う。
- ・ 必要に応じてバリカー、ガードパイプを配置し、安全確保を図る。

② 防犯・防災対策への協力

- ・ 従業員等による巡回を行い、防犯対策に努める。
- ・ 具体的な協力要請があれば、可能な範囲内で必要な協力を行う。

③ 街並みづくり等への配慮

- ・ 景観の形成等に関する条例及び兵庫県屋外広告物条例に基づき、周辺景観との調和が図られるよう、建築物の意匠（形状・色彩）や屋外広告物について配慮する。
- ・ 計画施設周辺の清掃等、街並みの美化に努める。

3 法第8条第1項の規定により高砂市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
・ 周辺地域において混雑等が生じ、地域住民等の生活の利便が損なわれないよう、交通整理員の配置等の十分な交通対策を行うこと。 ・ 特定建設作業に該当する場合は届出を行うこと。なお、工事を実施するに当たり、付近住民に周知すること。 ・ 空調機並びに駐車場といった環境関連特定施設に該当する場合は届出を行うこと。 ・ 土壌汚染対策法に該当する場合は届出を行うこと。 ・ 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例による形質変更に関連する場合は届出を行うこと。 ・ 竣工後、運送車両に荷物を積んだり積み下ろす際は騒音が出るため近隣住民に配慮すること。 ・ 消防設備を適法に設置すること。 ・ 指定数量以上の危険物の貯蔵、取扱いがある場合は許可申請が必要であるため留意すること。 ・ 指定数量の1／5以上指定数量未満の危険物の貯蔵がある場合は、少量危険物の届出が必要であるため留意すること。	・ 開店時から当面の間及び繁忙時等について、交通誘導員を配置し、歩行者の安全確保と車両の円滑な誘導を行います。 ・ 特定建設作業に該当する場合は届出します。また工事の実施に当たって、付近の住民に周知します。 ・ 環境関連・特定施設に該当する場合は届出を行います。 ・ 土壌汚染対策法に該当する場合は届出を行います。 ・ 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例による形質変更に関連する場合は届出を行います。 ・ 竣工後、荷物の積み下ろしを行う際は極力騒音が発生しないよう運送業者に周知します。 ・ 消防設備について適法となるよう計画します。 ・ 指定数量以上の危険物の貯蔵、取扱いを行う場合は、許可申請を行います。 ・ 指定数量の1／5以上指定数量未満の危険物の貯蔵がある場合は、少量危険物の届出を行います。	設置者の対応は妥当と判断する。

4 法第8条第2項の規定により高砂市の区域内に居住する者等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
意見なし	—	—

5 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
【兵庫県警察本部交通部交通規制課】 1 案内誘導看板等の設置 案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、特に出入口付近の見通しが妨げられない場所を選定の上、事前に高砂警察署長と調整されたい。	出入口を明示する案内誘導看板を設置すると共に、設置箇所について事前に高砂警察署長と調整します。	設置者の対応は妥当と判断する。

2 来退店経路 チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路及び駐車場利用の案内を周知徹底されたい。 3 店舗出入口等への交通誘導員の配置 開店から当分の間及び繁忙日については、出入口付近における歩道等の安全を確保するため、同箇所交通誘導員を配置されたい。 また、開店後の状況に応じて必要な交通誘導員を適宜配置されたい。 4 荷さばき施設 営業時間内に荷さばき施設を利用する場合には、交通誘導員を配置して車両誘導を実施されたい。 5 緑地 見通しを確保するため、出入口付近には高木を設置しないよう配慮されたい。	来退店経路については、折り込みチラシ・ホームページ等を使用し、周知を行います。また、出入口部には案内誘導看板を設置します。 開店時から当分の間及び繁忙日等については、出入口等に交通誘導員を配置し、交通の安全を確保します。 なお、開店後に、周辺交差点等での交通状況に支障が生じる場合は、交通誘導員を配置して適切な誘導を行う等、対策を講じます。 営業時間内に荷さばき施設を利用する場合には、荷受人等を配置し車両誘導を行います。 出入口付近の緑地については芝生とすることで、出入口部の見通しに配慮します。	
【環境整備課】 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県資源循環推進計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努められたい。 2 レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努められたい。 3 資源ごみ等の回収ボックスについては、事前に市に相談の上、周辺環境に配慮した上で設置されたい。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県資源循環推進計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めます。 レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努めます。 店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市に相談を行います。	設置者の対応は妥当と判断する。
【道路保全課】 加古川土木事務所所管内の道路法の許認可が必要な場合は、事前に協議を行うこと。	加古川土木事務所所管内の道路法の許認可が必要な場合は、事前に協議を行います。	同上
【上下水道課】 1 汚水及び雨水排水処理に当たっては、市（下水道管理者）と十分調整されたい。 2 県では、雨水に強いまちづくりを目指し、雨水の浸透・貯留などによる流出抑制、適切な水循環・再利用を推進している。施設の整備に当たっては、透水性舗装、浸透管渠、浸透マス、雨水貯留・再利用施設の設置等について配慮されたい。	汚水及び雨水排水処理について、高砂市と調整を行っています。 敷地内には透水管や浸透枡、地下調整池を設置し、雨水の流出抑制に努めます。	同上

【河川整備課】 計画地は河川保全区域に該当することから、河川法第 55 条に定められている制限行為を行う場合は申請を行うこと。 また、当該行為は許可を受けてから行うこと。	河川法第55条に定められている制限行為を行う場合は申請を行います。 また、当該行為を行う場合は、許可を受けてから行います。	設置者の対応は妥当と判断する。
【総合治水課】 ・総合治水条例第11条により、規模が1 ha 以上であって、浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為を行う場合は、その開発行為をあらかじめ届け出る義務があるので、加古川土木事務所と事前に協議されたい。 ・同条例第 21 条第 1 項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。 ・同条例第 21 条第 2 項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。 ・今回計画区域が浸水想定区域に含まれているため、同条例第 44 条により、建物又は工作物の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能の維持に努められたい。	加古川土木事務所と事前に協議を行っています。 ・調整池を設置し、雨水貯留浸透機能を確保します。 ・調整池を設置し、雨水貯留浸透機能を確保します。 ・調整池の設置により水害対策を実施するとともに、主要な電気設備を地盤より高い位置に設置することで、浸水被害の軽減を図ります。	同上

【都市政策課】 1 都市政策 ・施設の整備及び運営について、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮するために講ずる措置の状況を公表するよう努めなければならないこととなっているので留意されたい。 ・誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度を活用されたい。また、チェック&アドバイス制度による助言を適切に反映した施設を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。 2 緑化 環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が 1,000 m²以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。 また、新築又は増築等に係る建築面積が 1,000 m²以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出されたい。 3 景観及び屋外広告物 本事業計画には、景観の形成等に関する条例及び兵庫県屋外広告物条例が適用される。 各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。 特に、景観条例の大規模建築物等景観基準に規定する外壁の色彩基準について、加古川土木事務所まちづくり建築課と十分協議すること。	・高齢者等に安全かつ快適に利用いただけるよう、施設の整備及び運営に努めます。また、配慮の状況を公表するよう努めます。 ・福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度及びひょうご県民ユニバーサル施設認定制度の活用を検討するなど、誰もが利用しやすい施設整備に努めます。 環境の保全と創造に関する条例に基づき、必要な緑化を行います。 なお、建築物等緑化計画届出については建築確認申請前に手続を行っています。 景観条例に基づき、周囲の景観に配慮した計画を行い、外壁の色彩基準についても協議を行った後、手続を進めます。なお、景観条例の届出については、既に手続を実施済みです。 屋外広告物条例については、協議の上、今後手続を行う予定です。	設置者の対応は妥当と判断する。
--	--	------------------------

6 法第8条第4項の規定による意見（案）

県の意見の有無	有しない。
留意事項の有無	次の留意事項を付記する。 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 2 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑や歩行者等の安全確保上の問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。 3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置することにより、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図り、周辺交通への影響の軽減に努めること。 4 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、交通誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。 5 近隣の居住者等から騒音に係る苦情等があった場合は、適切な措置を講じること。 6 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

議案3

1 届出内容

(届出年月日：令和8年2月20日、条例審議：令和8年2月)

名 称	(仮称) ドラッグコスモス三木末広：新設			
所 在 地	三木市末広3丁目125番3外			
設 置 者	株式会社コスモス薬品			
施設の用途	物品販売店（医薬品、化粧品、食品等）			
新設年月日	令和8年10月21日			
店 舗 面 積	1,297 m ²			
延べ面積、建築面積、敷地面積	1,772 m ² 、1,522 m ² 、3,551 m ²			
用途地域等	近隣商業地域			
営業時間帯	午前9時から午後10時まで			
駐 車 場	利用時間帯	午前8時30分から午後10時30分まで		
	収 容 台 数	43 台	夜間利用制限	無
	出入口の数	出入口1箇所、入口1箇所		
駐輪収容台数	10 台			
荷さばき施設	利用時間帯	午前6時から午後10時まで		
	面 積	32 m ²		
廃棄物等保管容量	13.5 m ³			

2 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車需要の充足【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数43台を確保する。

[指針式]

$$1.297 \text{ 千m}^2 \times 1,061 \text{ 人/千m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 70.0\% \\ \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \times \text{平均駐車時間係数 } 0.619 \approx 43 \text{ 台}$$

② 道路交通への影響【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

〔指針式〕

必要駐車台数 43 台 ÷ 平均駐車時間係数 0.619 ≒ 69 台

○方面別の来退店経路

商圈（店舗を中心に半径 1.0km）を 5 方面に分け、各方面別の世帯数比で 69 台/h を各経路に配分する。

方面	世帯数	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
①	1,320	26.7	各 18
②	1,719	34.8	各 24
③	851	17.2	各 12
④	441	8.9	各 6
⑤	612	12.4	各 9
計	4,943	100	各 69

イ 信号交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価

現況交通量調査〔地点 1・2：令和 7 年 6 月 29 日(日)、30 日(月)〕に、店舗の新築により新たに発生する自動車台数各 69 台/h を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行った結果は下表のとおり。

いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※最大値

調査地点	平 日		休 日		下線部は 経路上の車線
	現 況	予 測	現 況	予 測	
地点 1 交差点 (平田南) 平：18 時台 休：10 時台	0.378	0.394	0.319	0.335	
	0.322	0.322	0.352	0.352	北東流入左直
	0.167	0.217	0.217	0.263	北東流入右折
	0.476	0.524	0.363	0.412	南西流入左直
	0.123	0.172	0.105	0.156	南西流入右折
	0.424	0.424	0.383	0.383	北西流入左直
	0.115	0.119	0.095	0.099	北西流入右折
	0.336	0.360	0.319	0.342	南東流入左直
	0.042	0.042	0.052	0.052	南東流入右折
地点 2 交差点 (平田) 平：18 時台 休：11 時台	0.495	0.507	0.491	0.503	
	0.276	0.285	0.236	0.246	北西流入直右
	0.467	0.482	0.540	0.556	南東流入左直
	0.679	0.690	0.608	0.619	西流入右左折

ウ 無信号交差点における右折の交通処理検討

現況交通量調査〔地点 2：令和 7 年 6 月 29 日(日)、30 日(月)〕に、新たに発生する自動車台数各 69 台/hを加えて、信号機のない交差点の交通容量の計算法 (OECD報告書)により評価。

無信号交差点 (計画地北交差点) における来店車両の右折に係る遅れの評価は、平日・休日共に、「滞留しない」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

(主道路：道路No 1 県道 23 号三木宍粟線、従道路：道路No 2 市道末広 1 号地区線)

開店後	道路No 1 → 道路No 2	
	平日 (11 時台)	休日 (11 時台)
交 通 容 量	720	740
実 交 通 量	15	15
余裕交通容量	705	725
遅れの評価	滞留しない	滞留しない

(2) 騒音の発生に係る事項

県の判断	適
------	---

① 騒音の総合的な予測・評価

予測地点		隣接地	主な音源 () は夜間のみ	昼間 (dB)		夜間 (dB)	
				等価騒音レベル	環境基準	等価騒音レベル	環境基準
A	1. 2m	併用住宅	空調室外機 (冷凍室外機)	42	60 (C 類型)	32	50 (C 類型)

※騒音が最大となる高さについてのみ掲載

○環境基準を下回る。

○基準値を 3 dB以上下回ることから、反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。

② 発生する騒音ごとの予測・評価

予測地点		隣接地	主な音源	騒音レベル (dB)	規制基準 (dB)
a	1. 2m	併用住宅	車両走行音	42	50 (第 3 種)
b	1. 2m	空き店舗	車両走行音	55	

※騒音が最大となる高さについてのみ掲載

○ a で規制基準を下回る。

○ b で規制基準を超過するが、住宅敷地境界 (A) における夜間の等価騒音レベルは環境基準を下回っている。また、営業時間は午後 10 時までであり、夜間に入庫する車両は生じないことから、影響は軽微であると考えられる。

(3) 廃棄物等に係る事項

県の判断

適

① 廃棄物等の保管の為の施設容量

指針式に基づく必要容量 6.05 m³を確保する。

必要容量 (m ³)			計画容量 (m ³)
廃棄物の種類	予測排出量	合 計	
紙製廃棄物等	2.70	6.05	13.5
金属製廃棄物等	0.09		
ガラス製廃棄物等	0.08		
プラスチック製廃棄物等	2.60		
生ゴミ等	0.40		
その他可燃性廃棄物等	0.18		

② リサイクル品（再利用対象物）保管施設

段ボール、発泡スチロール、空き缶、空き瓶等は分別保管し、リサイクル業者に引き渡す。

(4) その他の指針関係事項

県の判断

適

① 歩行者の通行の利便の確保のための計画

- ・ 駐車場出入口とは別に歩行者・自転車用の出入口を設置する。
- ・ 駐車場の出口部分には一旦停止線を標示し、出庫車両の飛び出しを抑制する。
- ・ オープン時や多客の予想される繁忙時には、駐車場出入口に交通誘導員を配置し、歩行者の安全確保に努める。

② 防犯・防災対策への協力

- ・ 要請があれば駐車場を避難所として提供する等、前向きに検討する。
- ・ 営業時間内には青少年の溜まり場とならないよう、従業員によって巡回する。
また、必要に応じて警察等の関係機関と連携を取り、防犯及び非行防止に努める。

③ 街並みづくり等への配慮

- ・ 景観の形成等に関する条例及び兵庫県屋外広告物条例に基づき、周辺景観との調和が図られるよう、建築物の意匠（形状・色彩）や屋外広告物について配慮する。
- ・ 計画施設周辺の清掃等、街並みの美化に努める。

3 法第8条第1項の規定により三木市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
・廃棄物の保管場所の位置や構造について廃棄物が処理され、又は処理の為搬出されるまでの間、廃棄物等を適切に管理し散乱等を防止するとともに、周辺に悪臭の問題や衛生上の問題、廃棄物の搬出作業に伴う騒音が周囲に与える影響を最小限のものとすること。 ・廃棄物に係る事項で周辺との問題等が生じた際には、事業者責任で対応すること。 ・敷地内での自動車騒音について考慮すること。駐車場利用時間帯の制限や誘導員・監視員による場内走行の円滑化、不必要なアイドリング・クラクション・空ぶかし等を行わないよう到来店者等に対して表示板等による呼びかけ、青少年等の蟬集等の防止のための警備員の巡回等の必要な措置を講じること。 ・騒音に係る事項で周辺との問題が生じた際には、事業者責任で対応すること。 ・大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づき、廃棄物及び騒音に係る事項について留意されたい。	・廃棄物保管については、建物内に設置し、分別保管し、散乱しないよう管理します。また、廃棄物収集作業については、騒音の発生抑制に努めるよう、作業員に周知します。 ・廃棄物に係る事項において、周辺の方から苦情等があれば、解決に向け、誠意を持って対応します。 ・駐車場内にはアイドリングストップ看板の設置、徐行を促す路面標示を行い、来店客車両の騒音抑制に努めます。また、従業員が定期的に巡回し、蟬集等の防止に努めます。 ・騒音に係る事項において、周辺の方から苦情等があれば、解決に向け、誠意を持って対応します。 ・大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づき、廃棄物及び騒音に係る事項について留意します。	設置者の対応は妥当と判断する。

4 法第8条第2項の規定により三木市の区域内に居住する者等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
意見なし	—	—

5 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
【兵庫県警察本部交通部交通規制課】 1 案内誘導看板等の設置 案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、特に出入口付近の見通しが妨げられない場所を選定の上、事前に三木警察署長と調整されたい。 2 来退店経路 チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路及び駐車場利用の案内を周知徹底されたい。	案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、出入口付近の視距を妨げない箇所に設置し、事前に三木警察署と調整します。 来退店経路及び駐車場利用の案内については、オープン時のチラシ・HP掲載等によって周知します。	設置者の対応は妥当と判断する。

3 店舗出入口等への交通誘導員の配置 開店から当分の間及び繁忙日については、出入口付近における歩道等の安全を確保するため、同箇所に交通誘導員を配置されたい。 また、開店後の状況に応じて必要な交通誘導員を適宜配置されたい。 4 荷さばき施設 営業時間内に荷さばき施設を利用する場合には、交通誘導員を配置して車両誘導を実施されたい。 5 緑地 見通しを確保するため、出入口付近には高木を設置しないよう配慮されたい。	開店から当分の間及び繁忙日については、必要に応じ、出入口付近に交通誘導員を配置し、安全確保に努めます。 また、開店後の状況に応じて、必要な交通誘導員を適宜配置します。 営業時間内に荷さばき施設を利用する場合は、従業員等によって安全誘導します。 出入口付近に高木は設置しません。	
【環境整備課】 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県資源循環推進計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努められたい。 2 レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努められたい。 3 資源ごみ等の回収ボックスについては、事前に市に相談の上、周辺環境に配慮した上で設置されたい。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県資源循環推進計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めます。 レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努めます。 店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市に相談を行います。現時点では設置しない計画です。	設置者の対応は妥当と判断する。
【道路保全課】 出入口、排水等に係る道路法の規定に基づく許認可について、兵庫県北播磨県民局加東土木事務所と協議すること。	道路法の規定に基づく事項については、兵庫県北播磨県民局加東土木事務所と協議し、手続済です。	同上
【上下水道課】 1 汚水及び雨水排水処理に当たっては、市（下水道管理者）と十分調整されたい。 2 県では、雨水に強いまちづくりを目指し、雨水の浸透・貯留などによる流出抑制、適切な水循環・再利用を推進している。施設の整備に当たっては、透水性舗装、浸透管渠、浸透マス、雨水貯留・再利用施設の設置等について配慮されたい。	汚水及び雨水排水処理については、市と協議済です。 外周等には雨水を浸透させる緑地を設置し、雨水の流出抑制を行います。	同上

【総合治水課】 ・総合治水条例第10条により、浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為を行う場合は、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池の設置に努められたい。 ・同例第21条第1項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。 ・同条例第21条第2項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。 ・今回計画区域が浸水想定区域に含まれているため、同条例第44条により、建物又は工作物の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能の維持に努められたい。	・本施設には、雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。 ・本施設には、雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。 ・建物の外周には、雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。 ・室外機や電気設備は、屋根上に配置し、浸水による被害を軽減する耐水機能の維持に努めます。	設置者の対応は妥当と判断する。
--	--	------------------------

【都市政策課】 1 都市政策 ・施設の整備及び運営について、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮するために講ずる措置の状況を公表するよう努めなければならないこととなっているので留意されたい。 ・誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度を活用されたい。また、チェック&アドバイス制度による助言を適切に反映した施設を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。 2 緑化 環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が 1,000 m²以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。 また、新築又は増築等に係る建築面積が 1,000 m²以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出されたい。 3 景観及び屋外広告物 本事業計画には、景観の形成等に関する条例及び兵庫県屋外広告物条例が適用される。 各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。	・高齢者等に安全かつ快適に利用いただけるよう、施設の整備及び運営に努めます。また、配慮の状況を公表するよう努めます。 ・福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度及びひょうご県民ユニバーサル施設認定制度の活用を検討するなど、誰もが利用しやすい施設整備に努めます。 環境の保全と創造に関する条例の緑化基準に従い計画します。なお、建築物等緑化計画届出については既に手続済です。 兵庫県景観の形成等に関する条例、兵庫県屋外広告物条例を遵守します。 また、各申請については既に手続済みです。	設置者の対応は妥当と判断する。
--	--	------------------------

6 法第8条第4項の規定による意見（案）

県の意見の有無	有しない。
留意事項の有無	次の留意事項を付記する。 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 2 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑や歩行者等の安全確保上の問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。 3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置することにより、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図り、周辺交通への影響の軽減に努めること。 4 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、交通誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。 5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。